

令状請求却下等事件の報告要領について（通達）

制定 平成25. 12. 27 例規刑企第47号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この通達は、各種令状請求の却下等の状況を把握し、適正捜査をより一層推進するため、令状請求却下等事件の報告要領について定めたもので、平成25年12月27日から実施しています。